

「ケアマネジャー基本問題集'24 上巻」訂正表

本書発行後に明確になった制度改正等に伴い、本書を下記の通り訂正いたします。

( \_\_\_\_\_ の部分が変更箇所)

ページ		誤	正
P134	問題107	<p>〔ポイント解説〕</p> <p>(1)の3行目 例えば、基準額が 5800 円の市町村の場合、第1段階の人の月額は〔5800 円×<u>0.3</u>〕で <u>1740</u>円 …</p> <p>(2)の4行目 た。現在は、第1段階は基準額×<u>0.3</u>、第2段階は基準額×<u>0.5</u>、第3段階は基準額×<u>0.7</u>、第4段階は基準額×0.9 である。…</p>	<p>〔ポイント解説〕</p> <p>(1)の3行目 例えば、基準額が 5800 円の市町村の場合、第1段階の人の月額は〔5800 円×<u>0.285</u>〕で <u>1653</u>円 …</p> <p>(2)の4行目 た。現在は、第1段階は基準額×<u>0.285</u>、第2段階は基準額×<u>0.485</u>、第3段階は基準額×<u>0.685</u>、第4段階は基準額×0.9 である。…</p>
P135	図表	<p>・図表の上の数字 <u>0.3</u> <u>0.5</u> <u>0.7</u> 0.9 … … <u>1.8</u> <u>1.9</u> <u>2.0</u> <u>2.1</u></p> <p>・図表中 第9段階 所得320万円以上<u>410</u>万円未満 第10段階 所得<u>410</u>万円以上<u>500</u>万円未満 第11段階 所得<u>500</u>万円以上<u>590</u>万円未満 第12段階 所得<u>590</u>万円以上<u>680</u>万円未満 第13段階 所得<u>680</u>万円以上</p>	<p>・図の上の数字 <u>0.285</u> <u>0.485</u> <u>0.685</u> 0.9 … … <u>1.9</u> <u>2.1</u> <u>2.3</u> <u>2.4</u></p> <p>・図表中 第9段階 所得320万円以上<u>420</u>万円未満 第10段階 所得<u>420</u>万円以上<u>520</u>万円未満 第11段階 所得<u>520</u>万円以上<u>620</u>万円未満 第12段階 所得<u>620</u>万円以上<u>720</u>万円未満 第13段階 所得<u>720</u>万円以上</p>
P174	問題142	<p>〔ポイント解説〕</p> <p>(5) —</p>	<p>〔ポイント解説〕</p> <p>(5)の末尾に、以下の内容を加える。 <u>2023年改正により、介護老人保健施設と介護医療院は、訪問リハビリテーションについてもみなし指定が行われることになった。</u></p>
P203	問題171	<p>〔ポイント解説〕</p> <p>(2) × 常勤の介護支援専門員の配置は、利用者 <u>35</u> 人に対して1人を基準とする。…</p> <p>(5) × … ② <u>同一敷地内にある他の事業所の職務</u>に従事する場合 …</p>	<p>〔ポイント解説〕</p> <p>(2) × 常勤の介護支援専門員の配置は、利用者 <u>44</u> 人に対して1人を基準とする。…</p> <p>(5) × … ② <u>(削除) 他の事業所の職務</u>に従事する場合 …</p>

P204	問題172	<p>〔問題〕</p> <p>(3) … 説明<u>しなければなら</u>ない。</p> <p>〔ポイント解説〕</p> <p>(3) ○ … 説明<u>しなければなら</u>ない。</p>	<p>〔問題〕</p> <p>(3) … 説明するよう努めなければなら<u>ない</u>。</p> <p>〔ポイント解説〕</p> <p>(3) ○ …説明するよう努めなければなら<u>ない</u>。</p>
P212	問題180	<p>〔ポイント解説〕</p> <p>2行目 ①～⑤の記録</p>	<p>〔ポイント解説〕</p> <p>2行目 ①～⑥の記録</p> <p>下から3行目の上に「⑥ 身体的拘束等の態様・時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由の記録」を追加</p>
P214	問題182	<p>〔ポイント解説〕</p> <p>(5) × 在宅で死亡した<b>末期の悪性腫瘍</b>の利用者に対して …</p>	<p>〔ポイント解説〕</p> <p>(5) × 在宅で死亡した<u>（削除）</u>利用者に対して …</p>